地方公務員法第５８条の３の規定による等級等ごとの職員数の公表

● 行政職給料表（一）及び企業職給料表（一）　（令和８年４月１日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
１級	主事補又は技師補の職務 主事又は技師の職務 保健師の職務 保育士の職務	41	8.4	主事補 技師補 主事 技師 保健師 保育士 管理栄養士 計	5 1 30 2 3 0 0 41	41	8.4	係員級
２級	困難な業務を分掌する主事又は技師の職務 困難な業務を分掌する保健師の職務 困難な業務を分掌する保育士の職務	78	16.0	主事 技師 保健師 保育士 社会福祉士 管理栄養士 計	59 8 9 0 0 2 78	78	16.0	
３級	主査の職務	164	33.5	主査	164	164	33.5	
４級	副主幹の職務	56	11.5	副主幹	56	56	11.5	
５級	係長の職務 保育所長の職務 次長の職務 子育て支援センター所長の職務 水処理センター所長の職務 分館長の職務 主任書記の職務 副主幹の職務	68	13.9	係長 保育所長 次長 分館長 主任書記 副主幹 計	43 3 6 1 0 15 68	68	13.9	係長級
６級	課長補佐の職務 支所長補佐の職務 室長補佐の職務 館長補佐の職務 所長補佐の職務 書記長補佐の職務	35	7.2	課長補佐 局長補佐 室長補佐 館長補佐 所長補佐 支所長補佐 書記長補佐 計	33 1 0 1 0 0 0 35	35	7.2	課長補佐級

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	
7級	課長の職務 支所長の職務 室長の職務 所長の職務 局長の職務 書記長の職務 会計管理者の職務 主幹の職務	38	7.8	課長 支所長 室長 所長 局長 書記長 会計管理者 主幹	31 1 1 1 2 0 1 1	38	7.8	課長級
				計	38			
8級	部長の職務 議会事務局長の職務 教育次長の職務 参事の職務	9	1.8	部長 議会事務局長 教育次長 参事	6 1 1 1	9	1.8	部長級
				計	9			
	合計	489	100					

● 行政職給料表（二）（令和８年４月１日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		（人）	（%）	職名	（人）
１級	運転手 技能職員 労務職員	0	0		
				計	0
２級	相当の経験を有する運転手 相当の経験を有する技能職員 相当の経験を有する労務職員	0	0		
				計	0
３級	相当の技能若しくは経験を必要とする運転手 相当の技能若しくは経験を必要とする技能職員 相当の技能若しくは経験を必要とする労務職員	0	0		
				計	0
４級	極めて高度の技能若しくは経験を必要とする運転手 極めて高度の技能若しくは経験を必要とする技能職員 極めて高度の技能若しくは経験を必要とする労務職員	5	38.5	運転手 印刷手 用務員 業務員	3 1 1 0
				計	5
５級	業務主任	8	61.5	業務主任	8
	合計	13	100		